

狩獵規則に就て
過般政府が勅令第八十四號を以て發布したる狩獵規則に對しては政治社會の物論甚だ喧しく貴衆兩院の中にも政府の處置に就て不満を抱く人々少なくからず聞けば該事件は遠からず議場の一問題となり重ねて时间の注意を惹起すならんと想像して間違なかる可き茲に我輩の甚だ遺憾に思ふ次第は民間の政客が狩獵規則を攻撃する其議論の要旨を紀せば政府が議會の協管を經ずして獨斷に此規則を發布せしは即ち議會の權理を蹂躪したる違憲の所爲なりと云ふ純然たる憲法論にて止り擬實際の處にて此度の新規則に依り一般人民は果るの嫌なきに非ざれども畢竟するに近頃の如く政府と議會と睨合ひ互に一步を譲らずして只管自家の勢を張らんみどにのみ吸々たればみと些細なる小事件も動もすれば衝突実行違の種と爲りて扱ふを勅令に就ての點に至ては更に之を考究せざる一事なり蓋し政府のふの度の處置は立憲政治の今日或は聊か穩當ならざる如何なる影響を蒙り如何なる利害を騒ぐる可きを除くしては更に之を考究せざるの一事なり蓋し政府の意氣相投じて平穩に國の政を行ふの覺悟ならんには假令ひ政府が偶々議會の相談を受けずして一勅令を發布したればとて直に進憲云々の聲を高くして空しく騒ぎ立るが如き輕忽の舉動はなかる可き筈なりと我輩の病に信する所なり左れば目下の事に就て民論の喧しさは唯規則の發布を奇貨として政府攻撃の手段に利用したるものが如きののみ數年來官民輒驟の成行を看ぐれば深く怪む可き程の事に非ざれども我輩は彼の民間の政客が憲法上政府に對する議會の權限と争ふふとに忙しきが爲め狩獵規則其ものゝ利害得失を度外に置いて顧みざるを憾むものなり兼て時事新報にも記したる如く（本年十一月十二日、十三日及び十五日の雑報）今回の狩獵規則には種々様々の不都合甚だ多くして若しも之を文面通りに實行したらんには直接に其影響を蒙る狩獵者の迷惑は申すに及ばず元來此規則の目的とする有効動物保護の方法も甚だ粗漏千萬にして毫も理學上の事實に基きたるの形跡なく唯無知無學なる農民若しくば地方の小吏などの云ふ所を根據として案出したるものなれば一般農業者に於ては是が爲め何等の利益をも受けずして却て意外の損害を蒙るの奇談もあらんと云ふ程の次第にして全國の遊職獵者及び動物學者等の中には口を極めて新規則を攻撃する者少なからずと聞けり我輩は政府が何の必要に迫られてか憲法違犯の嫌疑をさへ冒し倉卒にも斯の如き不都合極る法令を發布して以て反対者に自家を攻撃するの機會を與へたる歟しながら却て其規則の瑕疎欠典とは一切不間に附して依然たるの迂に驚かざるを得ず憲法上の權限争或はが頻りに其の連憲の次第を論拂して政府の處置を非難する可し若しも民黨の政治家にして此機會を利用せずかすみどもわらんかなればも其爭の結果に依て政治以外一般の民心を左右せんなど思ひ寄らざるふとし知る可し若しも民黨の政治家にして此機會を利用せずかすみどもわらんかなればも其争の結果に依て政治の空論を唱へて無形の争に時を費さんよりは暫く其視線を一轉して専ら實地の利害得失に着眼し狩獵規則の

時事新報

狗獵規則に就て

細目に就て 一々其不都合なる點を抑へ 厳しく政府の粗漏を責めたる上此規則を廢止して之に代るに充分思慮を費したる完全無欠の新規則案を編成するに如かずと我輩の敢て忠告する所なり

○衆議院議事筆記

十二月三日午後一時十五分 開議
議長は例により報告を爲し直ちに議事日程第一に移
集會及政社法改正案 第一議會
伊藤大八氏は提出者なれば簡単に提出の理由を述べ

らず現に地租は他に比して遐々輕減に傾けりと頗る簡單に答へしかば長谷川氏は稍や焦立ちて答辨は其要領を得ずさて再び前言を繰返せり田尻次官の答辨亦前に異ならず誠に氣抜けたる様なりし
工藤行幹氏は政府の言ふ處當てにならす況んや大臣に教を請けて發育する人の言に於てをや試に地價修正論を見よ法典施行論を見よ皆以て政府の意見確定せざるを見るべしと夫れより地價修正・地租輕減の説を半唱も農民の負擔を輕くするは今日の急務なり且つ財源は政費節減の結果により充分之を得べしと論ぜり此時井上角五郎氏委員に審査を托すべしとの動議を提出し
たるに採決に及び起立少數にて成立たず多數を以て二讀會を開くふどなり且つ加藤勝彌氏の動議にて二讀會は直に開くふどなりたり

田嶋吉、坂谷川久松二氏の字句修正説ある。長谷川泰久は登壇地租五厘減の修正説を提唱し、明治六年、十年の布達と朗讀し今日は酒、煙草、賣樂、醬油等の諸税は非常に増加

頗けりと頗る簡
く答辨は其要領
旨の答辨亦前に
か況んや大臣に
試に地價修正論
意見確定せざる
粗鄙輕減の説を生
むなり且つ財源
として論ぜり此時
の動議を提出し
て多數を以て二讀
動議にて二讀
て委員にも附せま
反對なりと述ぶる
所なかりし
末松案に非ず 但
て若し前議會に現
やと詰るや末松氏
としての末松案は
躍起組となるべし
の修正派躍起組の
政府ならば我々
口千代作氏が地價
冷熱相反す。 一讀と
語なり

は地租輕減を約束するものなり、政府が田尻氏に極めて冷感的である。長谷川泰氏が云ふ如きは恰も猫の目に似たりと冷評に嘲弄を交へて政府を攻撃し地租輕減の必要を論辨せり。小倉良則氏は長谷川氏の修正説に賛成し永々しく演述せしも要するに地租の重さは歐洲各國に比しても明瞭なる點となれば今日は是非とも之を改正せざるべからずと云ふてより氏は改革の眞諦と一貫明確である。山

云々いわく「眞理の草稿を一人眞諦するもの」如く
なりしかば満場は單簡々々と呼び耳を傾くる人なかり
しば氣の毒なりし
氏の演説起るや討論終結の聲起り遂に多數を以て討論
終結せり

是に於て議長は採決すべしとて先づ長谷川泰氏の地價
百分ノ二箇五分ノ一を百分ノ二箇とするの修正説を起
立に問ひしに少數にて否決し、次に福田久松氏の前文
の字句を「左ノ通り改正を明治二十六年分ヨリ施行ス」
と修正する説を起立に問ひしに多數にて之に決し、次
と縦になりますが、縦になれば枚舉に暇あわぬ

に田舎吉氏の百分ノ二箇五分ノ一を千分ノ二十二とし、百分ノ二箇半を千分ノ二十五とする修正説を起立に問ひしに少數にて消滅せり因て更に原案に就て採決したるに大多數を以て之を可決したりしかば場内拍手の聲起りてより比寺藤右衛門氏は三賛意と省略して筆を下す。 話でゐるとは長谷川りたる語なり。 第二期に御出での。

朝讀演説を爲して
ベシと發議し内藤利八氏は直に三讀會を開きて確定す
べしと辯べしが議長は兎に角正式通り三讀會を開きて
確定する方然るべしとて直に三讀會を開き内藤氏は先
刻も述べたる如く二讀會の決議の如く直に確定すべし
すと云ひつゝ尙ほ

上述て賛成々々の聲多く別に異議無ければ議長は異議無くんば確定と認むべしと告ぐるに至るや又々拍手の聲喧し地租條例改正案は茲に全く確定を告げたり

に種々の問題よりはるかに多量の議題を提出せしに付托する事とすべしと發議し別に異議も無かりしかば議長は然らば其事と致すべしと告げ是にて本日の議事日程を終れり

斯くて河野廣中氏は議長と一聲高く呼びて登壇し過日
井上内閣總理大臣代理が内閣施政の方針を朗讀されし
に就ては當日直に意見を述べたかりし。併し分朗讀の事
ゆゑ聞取り難き處もありて旁々相控えしが其後議事録
によれば、この手に付けておられぬ所の行はるゝ事無
員に附すべしと
三次會に至るまで
議院を可決せり
傍聴人。昨日の傍聴人。

四名・官吏四名・公
意をも請ひ且つ意見を述べなければ成規の賛成を得て注
内閣諸大臣の出席と請求せんと欲すなりと述べしに一
名の異議者もあらざりしかば議長は別に異議無くんば
可決と認め其趣と請求すべしと告げ次會の議事日程を

報じて午後三時三十分閉会せり
○衆議院の見聞
議事の経過 昨日衆議院の議事中集会及政社改正案、
酒造税則改正案、
右議案の審査と
酒造税則改正案、
右議案の審査と
明治二十二年修正案、

新聞紙條例改正案、出版條例改正案は、第一回も議長の指名せし同一の委員に附するるどに決し地租條例改正案は三讀會を通過し直に可決し午後三時四十分閉會せり

藩政保藩の法律、伊藤大八田集会及政社法改正の必要を説いて曰く現法は藩政政府保護の目的を以て成立し居るものなりと。政府委員としての末松氏、衆議院に於ける政府委員と

して末松謙道氏が演壇に現はれしは昨日が初めにして、
氏は相變らず例の大聲を發して若し集會及政社案にし
第十八 滅度量衡法通則
第十九 北海道關稅